



労基署便り 令和2年度 No.9

大河原労働基準監督署



◎ 令和2年労働災害発生状況（1月～11月）

	大河原署管内			宮城局管内		
	R1	R2	前年比	R1	R2	前年比
製造業 計	46 (1)	52 (1)	6	376 (1)	392 (5)	16
食料品製造業	11	14	3	183	165 (2)	-18
機械金属製造業	22 (1)	16 (1)	-6	98 (1)	106 (3)	8
建設業 計	24 (1)	17	-7	294 (6)	249 (2)	-45
土木工事業	11 (1)	5	-6	92 (4)	82	-10
建築工事業	12	9	-3	164 (2)	136 (2)	-28
その他の建設	1	3	2	38	31	-7
運輸交通業 計	8	9	1	329 (2)	281 (1)	-48
陸上貨物運送業	8	11	3	295 (2)	266 (1)	-29
商業	20	22	2	344	325	-19
全産業	143 (2)	143 (3)	—	1967 (15)	1960 (12)	-7

※休業4日以上之死傷労働災害（労働者死傷病報告による）。前年比は死傷者数。（人）

※（ ）は内数で死亡者数 ※機械金属製造業は、鉄鋼業・金属製品・一般機械・電気機械・輸送機械製造業の合計。

新年にあたって～大河原労働基準監督署長メッセージ

令和3年度の新春を迎え、謹んで新年のご挨拶を申し上げます。本年もどうぞよろしくお願いいたします。

昨年は、新型コロナウイルスが猛威を振るう中、働き方改革に伴い、改正労働基準法による時間外労働の上限規制が4月から中小企業にも適用になりました。また、パワハラをはじめとしたハラスメントへの対策を強化する法令も6月から大企業を対象に施行されております。

本年は、正規・非正規間の不合理な待遇格差の是正を求める同一労働同一賃金が4月より中小企業にも適用されますし、ハラスメント対策の強化も中小企業に適用になります。

引き続き感染症防止対策を講じつつ、働き方改革等にも積極的に取り組んでいただきたいと思います。

実際に働き方改革をどう進めたらよいか、或いはやってみたがうまくいかないという場合はぜひ「宮城働き方改革推進支援センター」ご利用ください。厚労省が委託しており、専門家への相談や支援制度の紹介などのサービスが無料で利用できます。監督署においても相談・支援班がご相談に応じて適切な情報提供などを行いますのでご連絡ください。

また、労働災害の動向ですが、昨年的大河原署管内の休業4日以上労働災害は11月末時点で143件で一昨年と同程度の件数で推移しており、震災前に比べると高止まりの状況にあります。そして昨年は3名の方が労働災害で亡くなりました。事業場の安全衛生管理、機械設備の安全、教育・研修などが十分であるか今一度ご確認いただき、必要な改善を図るなど、本年もゼロ災を目指して取り組んでいただきたいと思います。

なお、近年は高齢労働者の労働災害が増加傾向にあります。厚生労働省で示しているエイジフレンドリーガイドラインを取り入れて、高齢労働者が安心して働ける職場づくりにも併せて取り組んでいただきたいと思います。

大河原労働基準監督署においては、本年も安全で安心して健康に働ける職場づくりのために各種施策を実施してまいりますので、今後とも皆様のご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、皆様の益々のご発展とご健勝を心から祈念いたしまして、新年の挨拶とさせていただきます。

（大河原労働基準監督署長）

特定最低賃金（産業別最低賃金）の改正のお知らせ

特定最低賃金（産業別最低賃金）が令和2年12月に改正されました。制度、適用除外労働者の範囲、実際の運用等について不明な点がございましたら、監督署までお問い合わせください。

適用される業種	改正前	改正後
鉄鋼業	923円	925円（令和2年12月15日から）
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	862円	864円（令和2年12月20日から）
自動車小売業	890円	891円（令和2年12月24日から）

※ 上記業種以外には宮城県最低賃金（時間額825円）が令和2年10月1日から適用されています。

宮城県最低賃金は、県内の事業場に働くすべての労働者（臨時、パートタイマー、アルバイトを含みます。）に適用され、支払われた日給や月給は時給に換算してこの金額を上回る必要があります。

なお、精皆勤手当、通勤手当、家族手当、賞与等臨時の手当、時間外・休日・深夜手当は最低賃金の計算から除外します。

宮城県最低賃金が適用される事業場で働くAさんの労働条件は、月給143,100円、1日の所定労働時間8時間、年間所定労働日数260日とします。

$$\frac{\text{月給143,100円} \times 12\text{か月}}{8\text{時間} \times \text{年間所定労働日数260日}} = 825.58\text{円} > 825\text{円（宮城県最低賃金）}$$

最賃クリアー！

トップセミナー開催のご案内（小売業・飲食店、WEB開催）

近年、小売業や飲食店における労働災害の割合は増加傾向にあり、従業員の安全対策が強く求められています。このトップセミナーでは、経営者の主導のもと労働災害防止に取り組んでいる先進的な企業の事例を参考に「経営と一体となった労働災害防止」について解説されます。ぜひご参加ください！（厚生労働省委託事業です。）

開催日	開催時間	申込締切
1月8日(金)	9:50~12:30	1月1日(金)
1月20日(水)	13:40~16:20	1月13日(水)

※ セミナーのお申し込みはHPで受付しております。（参加費・テキスト費無料）

<http://www.langate.co.jp/anzen/>

安全管理セミナー事業 ランゲート

検索

ハローワークを会場に「働き方改革 個別相談会」を開催しています。

中小企業の皆様を対象に、働き方改革に伴う「お悩み相談」をお受けします。また、テレワークの導入や新型コロナウイルスの影響で従業員を休ませた場合の支援制度等の相談も受け付けています。ハローワークを会場に無料相談ができますので、是非お申込みください。

※お問い合わせ、申込受付はハローワークでは行っておりません。「宮城働き方改革推進支援センター」（TEL 0120-97-8600）へお願いします。（定員になり次第締め切らせていただきます。）

【ハローワーク大河原】

日時：1月8日（金）、1月22日（金）、2月5日（金）、2月19日（金）13:00～、14:00～

【ハローワーク白石】

日時：1月13日（水）、1月27日（水）、2月10日（水）、2月24日（水）13:30～、14:30～

詳しくは、「宮城働き方改革推進支援センター」ホームページをご確認ください。

発行：大河原労働基準監督署（TEL0224-53-2154）柴田郡大河原町字新東 24-25

労働条件や安全衛生の確保・改善、労災補償等についてご不明な点やお悩みのことがあれば、お気軽にご相談ください。

労働条件関係は監督係、労働災害防止・健康確保対策関係は安全衛生係、

労働保険料・労災保険関係は労災係まで。

宮城労働局メールマガジン登録受付中！！最新の情報をコンパクトに提供しています。

（空メールを右のコード：miyagiroudou@km.moweb.jp 宛てに送信してください。）

登録はこちらから。

